

介護老人保健施設あさひな 介護予防短期入所療養介護サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人中村会が開設する介護老人保健施設あさひな（以下「施設」という）が行う介護予防短期入所療養介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、介護予防短期入所療養介護の必要性のある要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護予防短期入所療養介護にあたる職員は、利用者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、療養介護職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービス内容、利用期間及び利用料等について利用申込者の同意を得る。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設 あさひな
- 二 所在地 神奈川県横浜市金沢区朝比奈町 107 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1 人（常勤換算 1.0 人）〔常勤 1 人：医師と兼務〕
管理者は職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 5 人（常勤換算 0.6 人）〔非常勤 5 人〕
利用者に対して、健康管理、療養上の指導を行う。
- 三 薬剤師 1 人（常勤換算 0.5 人）〔非常勤職員 1 人〕
利用者の調剤、服薬指導を行う

- 四 看護職員 24 人（常勤換算 16.6 人）〔常勤 10 人、非常勤 14 人〕
利用者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。
- 五 介護職員 68 人（常勤換算 51.0 人）〔常勤 41 人、非常勤 27 人〕
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 六 管理栄養士 2 人（常勤換算 2.0 人）〔常勤 2 人〕
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
- 七 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士 6 人（常勤換算 4.6 人）
〔常勤 3 人、非常勤 3 人〕
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 支援相談員 3 人（常勤換算 3.0 人）〔常勤 3 人〕
施設入所の申し込み及び相談業務等を行う。
- 九 介護支援専門員 3 人（常勤換算 2.6 人）〔常勤 2 人、非常勤 1 人〕
初期相談、サービス計画の作成、利用契約締結等の業務を行う。
- 十 事務職員 3 人（常勤 3 人）
必要な事務を行う

（定員の遵守）

第5条 災害等やむを得ない場合を除き、入所者及び療養室の定員を超えて利用させない。

（営業日及び営業時間）

第6条 介護老人保健施設 あさひな に準じ 24 時間体制とする。事務及び入退所の時間は原則として午前 9 時 00 分より午後 4 時 00 分の間に行うものとする。但し、事情ある場合は、これ以外の時間も対応するものとする。

（介護予防短期入所療養介護の対象者）

第7条 介護予防短期入所療養介護の対象者は利用者の心身の状況若しくは病状により、あるいはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下に介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象とする。

（介護予防短期入所療養介護の内容）

第8条 介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 入浴サービス

- 三 食事サービス
- 四 機能訓練
- 五 健康管理
- 六 相談援助
- 七 その他日常生活上の世話
- 八 教養及び娯楽

(利用料等)

第9条 介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次に掲げる費用の額を徴収する。

- 一 送迎の費用
- 二 食費
- 三 理美容代は実費
- 四 その他短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものの費用。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に利用料金のご案内（介護予防短期）等の文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、次の地域とする。金沢区（釜利谷全域、六浦全域、能見台全域、高舟台、瀬戸、朝比奈町、東朝比奈町、大道）、栄区は野七里、長倉町、庄戸1丁目～5丁目、東上郷町、上之町、犬山町、上郷町、桂台全域、尾月、亀井町、元大橋1丁目、2丁目、若竹町、公田町、磯子区は氷取沢、上中里、杉田7丁目～9丁目

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は短期入所療養介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は努めて健康に留意し、健康診断は特別な理由がない限り、拒否してはならない。
- 二 利用者は健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 三 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員などの指導による介護及び機能訓練を

励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

四 利用者は施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

五 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。および、他の利用者に迷惑のかかる宗教活動をする事。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 六 飲酒、喫煙。
- 七 貴重品や、2,000 円以上の金銭の持ち込み。
- 八 療養室のうち 4 人部屋にテレビを持ち込むこと。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも年 2 回避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第13条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。
 - 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 2 回
- 4 職員は業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らさないよう、必要な措置を講じる。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人中村会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 21 年 9 月 1 日

改定 平成 25 年 5 月 1 日 (料金表の改定)

改定	平成 26 年 4 月 1 日 (料金表の改定)
改定	平成 27 年 4 月 1 日 (料金表の改定)
改定	令和元年 10 月 1 日 (料金表の改定)